

徳島県環境基本計画改定の基本的な考え方について

改定にあたっては、基本的に、現計画策定時と同様に、

- ① 県環境基本条例に即した役割を持たせる
- ② 新たな環境課題等に的確に対応する
- ③ 効果的な推進手法を検討する
- ④ 県の長期計画など主要計画等との整合を図ることとする。

1 徳島県環境基本条例に即した役割

「環境基本計画」は環境基本条例第10条に規定された計画であることから、改定にあたっては、条例第3条に掲げられた基本理念、同第9条に示された施策の策定等に係る基本指針を踏まえ、条例に掲げられた県が講ずるべき環境の保全及び創造のための施策等と十分に整合を図る。

【環境基本条例】

- ・ 環境政策を推進する上での基本的な考え方（基本理念）を示す。
- ・ 県が講ずるべき施策等の実施に向けた基本的な指針及び内容を示す。

【環境基本計画】

- ・ 条例に基づき県が講ずるべき施策の内容や目標、推進方法等を示す。

2 環境情勢の変化への的確な対応

国の第五次環境基本計画の中間取りまとめにおいて示された、環境の状況と環境政策の展開の方向、今後の環境政策の具体的な展開の内容や国のエネルギー基本計画に留意し、本県の環境基本計画において新たに又は一層の対応を図るべき課題に適切に対応する。

【現計画策定後に制定・施行された国の法令・計画等】

- ・ 地球温暖化対策計画
- ・ 気候変動の影響への適応計画

- ・エネルギー基本計画
- ・第五次環境基本計画(策定審議中)
- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律 等

【各環境分野における課題】

- ・脱炭素
- ・循環型
- ・自然共生

【環境情勢について】

- ・地球温暖化対策の一層の取組み 低炭素から脱炭素の実現へ
- ・再生可能エネルギーの導入促進 再生可能・水素エネルギーの積極的利用へ
- ・生物多様性に係る新たな課題 生息域の拡大や新たな外来生物への対策
- ・巨大災害・自然災害における環境面の対応 災害リスク及び損失の削減 等

なお、現計画から、近年の環境情勢の変化スピードに的確に対応するため、5年間とした計画期間については、改定においても、引き続き同様な考えの元に、計画期間を定める必要があると考えられる。

3 効果的な推進手法の検討

計画の実効性の確保や効果的な推進を図るため、次に掲げるような手法について検討する。

- ・計画目標への評価指標（数量的目標）の見直しや追加
- ・推進・点検体制の明確化 等

4 県の主要計画等との整合

計画の改定及び推進にあたっては、県の長期的な計画や、県の施策に関する主要計画等の整合に十分に留意するものとする。

- ・新未来「創造」とくしま行動計画(H27.7)
- ・v s 東京「とくしま回帰」総合戦略(H27.7)
- ・徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例 (H28.10)
- ・徳島県地球温暖化対策推進計画における新たな削減目標 (H28.12)
- ・徳島県気候変動適応戦略 (H28.10)
- ・瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画 (H28.11) 等